

# 建設企業常任委員会次第

令和4年12月14日（水）午前10時  
於 大 会 議 室

## 1 開 会

## 2 議 事（都市局、水道局関係）

### (1) 付託された議案の審査

議案（6件）

議案第91号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 久納 建築安全課長

議案第94号 令和4年度明石市一般会計補正予算（第8号）〔分割付託分〕  
…………… 田仲 道路安全室長

議案第96号 令和4年度明石市水道事業会計補正予算（第1号）  
…………… 橋本 水道局次長

議案第97号 令和4年度明石市下水道事業会計補正予算（第1号）  
…………… 高岸 下水道室長

議案第104号 大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸公園及び明石市立大蔵海岸多目的広場に係る指定管理者の指定のこと

※ 資料参照 …………… 春海 海岸整備担当課長

議案第105号 石ヶ谷公園ほか都市公園に係る指定管理者の指定のこと

※ 資料参照 …………… 井村 公園管理担当課長

### (2) 報告事項（1件）

ア 江井ヶ島松陰新田線道路事業の取組状況について

※ 資料参照 …………… 田仲 道路安全室長兼道路総務課長

### (3) その他

### 3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 都市計画について
- (2) 都市基盤整備について
- (3) 交通安全について
- (4) 住宅及び建築・開発行為について
- (5) 公共施設の建築及び修繕について
- (6) 上下水道について

### 4 閉 会

以 上

## 議案第91号関連資料

### 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

#### 1 目的

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、「法」）の一部改正に伴い、長期優良住宅の認定対象が拡充されることから、当該審査事務に係る手数料を新設します。
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物の認定について、共同住宅等の認定範囲が変更されることから、共同住宅の審査事務に係る手数料の一部を廃止します。
- (3) 建築基準法その他法令の一部改正に伴う引用条項ずれその他の規定整備を図ります。

#### 2 改正概要

- (1) 長期優良住宅の認定については、これまで住宅の新築又は増改築を対象としていましたが、法改正により、建築行為を伴わない既存住宅の維持保全計画も対象となることから、当該審査の事務に係る手数料を新設します。  
なお、既存住宅の認定にあたっては、増改築住宅と同程度の書類及び審査時間を要することから、増改築の審査手数料と同額とします。

床面積	申請手数料
200㎡以内	21,000円
200㎡超～500㎡以内	37,000円
中略	中略
30,000㎡超	627,000円

- (2) 低炭素建築物認定制度については、これまで共同住宅の新築または増改築に対し、建物一棟全体の認定に加え、各住戸部分のみの認定も認めていましたが、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正により、住戸部分のみの認定が廃止されることから、当該審査の事務に係る手数料を廃止します。
- (3) 建築基準法その他法令の一部改正に伴う引用条項ずれその他規定整備を行います。

#### 3 近隣他市町の状況

2-(1)及び2-(2)については兵庫県内の各特定行政庁とも同様の改正です。

#### 4 施行期日

公布の日から施行します。

## 5 参考

- ・長期優良住宅認定制度とは

長期優良住宅認定制度とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画を市が認定するもので、認定につきましては、明石市建設関係手数料徴収条例（以下、「条例」）に基づき、床面積に応じた認定申請手数料を徴収しています。今回創設される制度は、既存住宅について建築士等が調査を行い、構造や設備等が長期に使用できる状況であるか、現行の認定基準を満たしているか判断したうえで維持保全計画等を作成し、市が認定することで、住宅の所有者等は住宅ローンにおける優遇措置や、所得税、登録免許税、不動産取得税及び固定資産税などの減税措置等について税制の特例を受けることができる制度です。

- ・低炭素建築物認定制度とは

低炭素建築物認定制度とは、建築物において発生する二酸化炭素を抑制し、低炭素化に資する措置が講じられている建築物を市が認定する制度で、条例に基づき認定申請手数料を徴収するものです。認定を受けた建築物の所有者は長期優良住宅認定制度と同様に税制の特例等を受けることができます。

### 議案第104号関連資料

## 大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸公園及び 明石市立大蔵海岸多目的広場に係る指定管理者の指定について

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 大蔵海岸施設

(大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸公園、明石市立大蔵海岸多目的広場)

所在地 明石市大蔵海岸通1丁目及び2丁目地内、地先

#### 2 指定期間

5年間(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

#### 3 指定管理者に指定しようとする団体の概要

名称	神戸新聞事業社・兵庫県サッカー協会共同事業体	
	代表団体	構成団体
	株式会社 神戸新聞事業社	一般社団法人 兵庫県サッカー協会
所在地	神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号	神戸市中央区八幡通2丁目1番10号
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告、宣伝、出版、印刷、デザイン等の企画、制作及び広告代理業、各種マーケティング業</li> <li>・セールスプロモーション、各種イベント、セミナー等の企画及び運営など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカー及びフットサル競技会の開催に関する事業</li> <li>・サッカー及びフットサル施設等の管理運営に関する事業など</li> </ul>

#### 4 事業概要

##### (1) 内容

項目	現行	提案内容 (現行の実施内容に加えて)
施設の利用促進及び利用者サービス向上のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーマーケットやビーチサッカー、ビーチバレーの大会等を誘致し、1年を通じて各種イベントを開催</li> <li>・砂浜用車椅子の貸出しを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチサッカーの国際大会などの誘致</li> <li>・フレスコボールなど多様なスポーツやヨガなどの利用促進</li> <li>・集客イベントの充実</li> </ul>
利用者ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回のアンケート調査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者意見目安箱を設置</li> </ul>
防災・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の日常清掃、日常点検、定期点検を実施</li> <li>・巡回及び機械による警備業務を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石警察署との連携を強化し、警察官による積極的な巡回・取り締まりを推進</li> <li>・防犯カメラの更新・増設による対策強化</li> </ul>
地域とのつながり (貢献・協働)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託業務において地元企業を優先的に活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との情報交換、地域イベント、防災訓練、防犯パトロールなど地域との協働活動を実施</li> </ul>

##### (2) 経費

(単位 千円)

令和5年度指定管理料(提案額)	令和4年度協定額(実績額)	増減額
132,500	132,500	±0

## 議案第105号関連資料

## 石ヶ谷公園ほか都市公園に係る指定管理者の指定について

## 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称及び所在地

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| ① 石ヶ谷公園     | 明石市大久保町松陰字石ヶ谷1126番47 |
| ② 明石海浜公園    | 明石市二見町南二見8番1         |
| ③ 魚住北公園     | 明石市魚住町長坂寺字宮東1242番7   |
| ④ 明石北わんぱく広場 | 明石市大久保町松陰字上大池338番1   |
| ⑤ 高丘東公園     | 明石市大久保町高丘3丁目4番       |
| ⑥ 高丘西公園     | 明石市大久保町高丘7丁目24番      |
| ⑦ 西二見公園     | 明石市二見町西二見字出開地1134番1  |
| ⑧ 西二見緑地     | 明石市二見町西二見字イヤノ上1257番2 |
| ⑨ 南二見東緑地    | 明石市二見町南二見23番         |
| ⑩ 南二見西緑地    | 明石市二見町南二見24番         |

## 2 指定管理者に指定しようとする団体の概要

共同事業体 名称	しんきパーク&スポーツマネジメント共同事業体		
団体区分	名称	所在地	主な事業
代表団体	神姫トラストホープ 株式会社	姫路市花田町一本松字牛塚 1番地の1	経営受託事業 車両管理事業 人材派遣事業
構成団体	株式会社 エスエスケイ	大阪府中央区上本町西 1丁目2番19号	運動用品販売事業 スポーツ施設運営事業
構成団体	マックススポーツ 株式会社	東京都国分寺南町 2丁目17番1号	スポーツ施設運営事業
構成団体	神姫バス株式会社	姫路市西駅前町 1番地	旅客自動車運送事業 公的施設受託事業 不動産事業

## 3 指定期間

5年間(令和5年4月1日から令和10年3月31日)

## 4 事業概要

### (1) 内容

項目	現行	提案内容 (現行の実施内容に加えて)	備考
情報発信への取組	・ホームページやフェイスブック、新聞、広報あかしでの情報発信	・ホームページのリニューアルやデジタルサイネージを活用した情報発信	・事業の周知及び新規利用者の獲得
サービス向上への取組	・第2、第4月曜日の開場 ・プールの無休営業 ・誰もが気軽に参加できるスポーツ教室やスポーツ開放の実施 ・会議室の一部をスタジオにリモデル (H29～) ・トレーニングルームのリニューアル (H29～) ・公園の魅力を生かしたイベントの実施 ・キッチンカーによる飲食の提供	・幼児向けの教室を拡充し、各年代で切れ目のない教室を実施 ・跳び箱など、小学校の授業を補完する教室を実施 ・プロスポーツ選手を招いたイベントやパラスポーツ体験会を実施 ・ゲーム要素を取り入れたトレーニング機器を導入 ・自然体験や親子工作教室など、気軽に参加できるイベントの拡充 ・グラウンドゴルフ大会の拡充 ・赤ちゃんの休憩室を設置 ・ドックランを設置 ・屋根散水システムを導入	・スポーツ活動の発展及び賑わいの創出 ・良好な環境の提供
利用者ニーズの把握	・利用者へのアンケート ・ご意見箱の設置	・LINE システムを活用したアンケート	・多様なニーズを迅速に反映

### (2) 経費

(単位：千円)

令和4年度(見込み額)	指定管理料(提案額)	増減額	増減率
219,327	240,900	+21,573	+9.8%

上記1の④明石北わんぱく広場から⑩南二見西緑地までの7公園・緑地を、このたび新たに対象に追加したことにより、提案上限額を令和4年度指定管理料から21,900千円増の241,200千円としていた。

## 江井ヶ島松陰新田線道路事業の取組状況について

都市計画道路江井ヶ島松陰新田線の整備について、現在の取組状況をご報告いたします。

### 1 用地買収の進捗状況について

昨年度から権利者との交渉を行っています。令和4年10月末時点での契約締結状況は、用地買収の面積ベースで約8割です。

### 2 工事の状況について

#### (1) 橋りょう工事・先行工事について

令和2年度は谷八木川へ橋りょうを築造する工事を行いました。

また、令和3年度から令和4年度にかけては、都市計画道路の形状に合わせて農業用水路を切替える必要があったことから、道路工事に先行して水路切替工事を行いました。今年度も引き続き同様の工事を行う予定です。

#### (2) 道路工事に向けた取組状況について

用地買収が完了した区間の道路工事の事前準備として、埋蔵文化財の有無を調べるための試掘調査を行いました。

試掘調査の結果、図1に示す8つの区域において埋蔵文化財が確認されましたので、文化財保護法の規定により本発掘調査を行うこととなりました。なお、未買収地については用地取得後に試掘調査を行う予定です。

### 3 今後の予定

本発掘調査終了後は道路工事の着手が可能となります。道路事業への影響を極力抑えるため、本発掘調査を段階的に行い、調査が終了した区域は速やかに工事へ移行できるよう進めてまいります。

これらの状況を踏まえ、道路事業の完成目標年度を令和5年度から令和8年度に変更する見込みです。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本発掘調査		第1期	第2期	第3期	第4期
道路工事	関連工事	第1期	第2期	第3期	第4期



# 本発掘調査を行う区域

着色箇所：本発掘調査区域

神戸市境

明石北高校

江井ヶ島松陰新田線道路事業 幅員27m 延長1,570m

山手環状線

大保石砂道線

図1

